第五節　更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置

（更生保護事業を行う者の認可等に関する経過措置）

第四百六十九条　刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の更生保護事業法（平成七年法律第八十六号。以下この条において「第二号改正前更生保護事業法」という。）第四十五条の継続保護事業の認可を受けている者は、刑法等一部改正法第八条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「第二号改正後更生保護事業法」という。）第四十五条の宿泊型保護事業の認可を受けたものとみなす。

2　刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に第二号改正前更生保護事業法第四十七条の二の一時保護事業又は連絡助成事業の届出をしている者は、それぞれ第二号改正後更生保護事業法第四十七条の二の通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業の届出をしたものとみなす。

3　前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法第八条の規定の施行前に第二号改正前更生保護事業法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続で第二号改正後更生保護事業法に相当の規定があるものは、第二号改正後更生保護事業法の相当の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四百七十条　刑法等一部改正法第八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（更生保護事業の対象者に関する経過措置）

第四百七十一条　更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「新更生保護事業法」という。）第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第二項第十号に掲げる者とみなす。

第六節　少年院法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十二条　当分の間、刑法等一部改正法第十条の規定による改正後の少年院法（平成二十六年法律第五十八号。次項において「新少年院法」という。）第二条第三号の受刑在院者には、第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる第十四条の規定による改正前の少年法（以下「旧少年法」という。）第五十六条第三項の規定による懲役又は禁錮の刑の執行を受けるため少年院に収容されている者及び第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される第十四条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第五十六条第三項の規定により旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に収容されている者を含むものとする。

2　当分の間、次の表の上欄に掲げる新少年院法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二号	次条第一項第四号及び第百四十一条第一項ただし書において同じ。）

（）又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」

		懲という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮に伴い一部を改正する法律（令和四年法律第六十八号。以下「一部改正法」という。）第五条第一項各号及び第四十一条第一項ただし書において「拘禁刑等」という。）
第四条第一項第四号及び第百四十一条第一項	拘禁刑	
第四十条第二項及び第四十五条第一項	又は国際受刑者移送法第二十二条	
	拘禁刑等	若しくは国際受刑者移送法第十二条又は整理法第四百四十二条の規定による旧刑法第十二条、整理法第四百四十一条第一項の規定により適用される旧刑法第九十一条第一項の規定により読み替えて適用される整理法第四百七十八条、整理法第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第四百七十四条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の少年法第五十六条第三項の規定により適用される国際受刑者移送法第二十二条

第七節　少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十三条　当分の間、刑法等一部改正法第十二条の規定による改正後の少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。次項において「新少年鑑別所法」という。）第十七条第一項第三号に掲げる者には、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

2　当分の間、新少年鑑別所法第十七条第一項第四号に掲げる者には、第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される更生保護法第四十条の規定により保護観察に付されている者を含むものとする。

第三章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置

（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十四条　懲役の執行を受け又はその執行の免除を得た者に対し刑を科すべき場合における第七条の規定による改正後の盗犯等の防止及び処分に関する法律第三条の規定の適用については、同条中「刑ノ」とあるのは、「刑若ハ六月ノ刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）二依ル改正前ノ刑法第十二条ニ規定スル懲役以上ノ刑ノ」とする。

（裁判所法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十五条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る裁判所法第二十四条（第二号に係る部分に限る。）及び第三十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は、拘留に当たる罪とみなす。